

市民後見推進事業の概要

市区町名	人吉市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：</p> <p>①圏域 10 市町村を広域対象とし、市民後見養成講座を開催する。</p> <p>②養成された市民後見人を法人後見等の担い手として台帳登録する。</p>
事業内容	<p>①平成 26 年 7 月より 1～2 か月に 1 回の打ち合わせを重ね、現在、下記のカリキュラムで、1 回 5 時間×7 日間の養成講座を実施。</p> <p>現在、圏域 10 市町村の社会福祉協議会に所属する生活支援員 30 名程度を対象に、市民後見養成講座の講義経験のある講師に依頼して 22 名を養成。同時に、来年度以降、地元専門職で一般市民を対象に市民後見養成講座を開催できるよう、10 市町村に所属する専門職にも受講してもらい、講義内容の検討も行った。</p> <p>②3 月に養成講座を修了した人を法人後見等の担い手候補者として台帳登録を行った。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	別添資料のとおり。
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	人吉市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：</p> <p>①市民後見推進のため、職員の実務研修や先進地視察を行う。</p> <p>②市民後見養成講座を受講した人の登録台帳より、法人後見を担う者を採用し、後見人等の活動を支援するための事務職員を雇用する。</p>
事業内容	<p>①上伊那成年後見センター（長野県上伊那市）、成年後見支援センターかけはし（長野県松本市）、世田谷区社会福祉協議会成年後見センターを視察。3月には、実務研修として、九州内の先進地を訪問し、実習した。</p> <p>②平成 27 年 4 月 1 日に、家庭裁判所が管轄する 10 市町村を広域でカバーできる成年後見センターを立ち上げる。そこで、親族後見人の相談や支援を行ったり、法人後見等の担い手の支援を行うための人材育成などを開始。事務職員等の雇用は、養成講座修了後に検討する。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>平成 26 年 11 月に長野県と東京都の先進地を視察。</p> <p>平成 27 年 3 月に事務担当職員の実習。</p> <p>平成 27 年 3 月に職員雇用などを検討し、4 月より 1 名を常勤、1 名を非常勤として成年後見センターにて雇用。</p> <p>平成 27 年 4 月に、成年後見センターを立ち上げる。</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	人吉市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="checkbox"/>全部委託 ・ <input type="checkbox"/>一部委託 ・ <input type="checkbox"/>委託なし </p> <hr/> <p>委託先名：社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会</p> <hr/> <p>委託内容：</p> <p>①第三者専門職後見人等とのネットワークを構築し、市民後見人等とともに合同の事例検討会を行う。</p>
事業内容	<p>①弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士の成年後見人等を受任している、若しくは受任予定の人と、法人後見を受任している法人担当者が集まり、月1回のペースで定期的に事例検討会や研修会を開催。職種を超えて、知識と技術の共有の場面となり、交流が進んでいる。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	毎月第1木曜日 18:30 より定期的に事例検討会や研修会を開催中。
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	人吉市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：</p> <p>①成年後見制度等に関する相談窓口や相談ダイヤルを設置する。</p> <p>②成年後見制度等に関する訪問相談の体制を構築する。</p> <p>③医療介護福祉等の関係者へ普及啓発のための講演会を開催する。</p> <p>④一般市民等への普及啓発や一般市民等が親族後見人等を担う場合を想定した講演会や相談会を行う。</p> <p>⑤成年後見制度の普及啓発に関するチラシやポスター、パンフレットを作成する。</p>
事業内容	<p>①人吉市社会福祉協議会内に相談窓口を設け、来所相談や電話相談に応じている。平成27年4月以降の成年後見センター立ち上げと共に、専門の相談ダイヤルを設置。</p> <p>②別添資料のとおり。</p> <p>③平成27年3月26日(木)19時より、医療介護福祉等の関係者向けのシンポジウムを開催。</p> <p>④別添資料のとおり。</p> <p>⑤現在チラシを作成中。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>現在、人吉市社会福祉協議会において、来所や電話による相談を受け付けている。</p> <p>平成27年2月17日～19日の3日間、主要町村社協にて、出張相談会を実施。</p> <p>平成27年2月20日(金)一般市民向けに成年後見制度と市民後見の必要性を普及啓発する目的で、講演会を実施。</p> <p>平成27年3月26日(木)医療介護福祉等の関係者向けシンポジウムを開催。</p> <p>平成27年4月に立ち上げの成年後見センターの普及用のチラシとパンフレットを作成し、配布。</p>
備考	

平成26年度 市民後見人養成講座 研修カリキュラム

会場：人吉市総合福祉センター会議室

時間	研修内容	科目	単位	講師
第1回目：12月13日（土）				
10:00～10:30	開講式			
10:30～11:30	オリエンテーション	成年後見制度と市町村の責務	1	人吉市 高齢者支援課
12:30～14:00	成年後見制度の基礎	成年後見制度の概要	1.5	社会福祉士 氏
14:10～16:10	市民後見概論	市民後見概論	2	弁護士 氏
第2回目：12月20日（土）				
10:00～12:00	成年後見制度の基礎	法定後見制度と任意後見制度	5	司法書士 氏
13:00～16:00	成年後見の実務	成年後見等就任当初の業務		
第3回目：1月17日（土）				
10:00～12:00	成年後見の実務	後見人等の就任中の業務	5	弁護士
13:00～16:00		(財産管理)		
第4回目：1月24日（土）				
10:00～12:00	成年後見の実務	後見人等の就任中の業務	5	社会福祉士 氏
13:00～16:00		(身上監護)		
第5回目：2月14日（土）				
10:00～12:00	成年後見の実務	後見人等の終了の業務	2	司法書士
13:00～14:00	体験学習	後見人等活動の実際	1	司法書士
14:10～16:10	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2	社会福祉士 氏
第6回目：2月28日（土）				
10:00～12:00	家庭裁判所の実際	家庭裁判所の実際	2	熊本家庭裁判所
13:00～14:30	対人援助の基礎	高齢者・認知症の理解	3	人吉市 高齢者支援課
14:30～16:00	関係制度・法律	高齢者施策・介護保険制度 高齢者虐待防止法		
第7回目：3月7日（土）				
10:00～12:00	対人援助の基礎	障がい者の理解	3	社会福祉士 氏
13:00～14:00	関係制度・法律	障がい者施策・障害者総合支援法 障害者虐待防止法		
14:10～16:10	民法の基礎	財産法・家族法	2	弁護士

平成 26 年度 市民後見推進事業の概要

(1) 市民後見人養成のための研修の実施の様子



(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

① 先進地視察の様子



(3) 市民後見人の適正な活動のための支援



(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

① 啓発用のチラシ

平成27年4月に開設します!

人吉球磨 成年後見センター

認知症や知的障害、精神能力などの理由により判断能力が十分でない、自分ひとりで生活が困難な状態にある方が、身近な方が、自ら選んだ地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」利用の支援を行います。

- 相談があり、財産管理がうまくできない
- 高齢サービスや施設入所の利用がうまく理解できない
- 身近な方の選ばれるのが心配
- 成年後見制度について詳しく知りたい

このようなときは、お気軽にご相談ください。

☎0966-24-9192
人吉球磨成年後見センター
社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会

② 普及用パンフレットにて、相談窓口や相談ダイヤルの啓発

成年後見制度ってどんな制度?

成年後見制度とは、判断能力が十分にできなくなった利用する(法定後見制度)と、任意のうちに本人の同意を得た上で利用する(任意後見制度)があります。

成年後見制度にはどんなものがあるの?

成年後見制度には大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度 すべて判断能力が十分でないために「後見」「保佐」「補助」

任意後見制度 将来の不安に備えたい方のために「後見」「保佐」「補助」

成年後見人の役割

成年後見人等は、本人の生活、財産管理、福祉など、本人の身の回りや権利に関与する行為が本人に代わり、支援を行います。しかし、成年後見人等は職務上本人の財産管理や権利などの法律行為を行うものに限られ、本人の意思や意向の尊重は、一般に成年後見人等の職務でなされるべきです。

成年後見人等の仕事について

成年後見人の役割とは?

- 成年後見人の役割は、本人の財産管理、かつ本人の身の回りや権利の保護にあり、本人に代わって、財産管理や権利の保護に関する行為を行います。
- 成年後見人の役割は、本人の財産管理や身の回りや権利の保護にあり、本人に代わって、財産管理や権利の保護に関する行為を行います。

ご相談・お問い合わせは 人吉球磨成年後見センター

〒860-0141 人吉市西下町41番地1
TEL 0966-24-8800/FAX 26-1117
URL http://www.hitoyoshi-shakyo.com/

人吉球磨 成年後見センター

認知症や知的障害、精神能力などの理由により判断能力が十分でない、自分ひとりで生活が困難な状態にある方が、身近な方が、自ら選んだ地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」利用の支援を行います。

③ 医療保健介護福祉等の関係者への普及啓発のための講演会



④一般市民を対象とした普及啓発のための講演会

こうごん 講演でよくわかる！
せいねんこうけんせいど
成年後見制度

人吉市市民後見援護事業

講演 講師 神田 織音さん

長寿時代から老後の勉強を始める。その際、約10年芝居に携わる。平成11年4月 神田舞踊に入門 講師協会所属 (芸名 神田おりな)
平成11年9月 舞臺
平成15年4月 ニジ目舞臺 (芸名 神田織音)
平成18年12月 福岡市社会福祉士会に加盟し、成年後見制度を専門として従事。以後、全国各地で「成年後見相談」を実施し、好評を得ている。

演目：第一話 認知症のお姉妹食い物に
第二話 経済的虐待を防ぐために
第三話 ナオト君だって一人の人間なんだよ

講演 「成年後見制度の現状とこれからの課題」について
講師：熊本家庭裁判所

平成27年 2月20日(金) 13:00開場 / 13:30開演
人吉市カルチャーハルス 小ホール (入場料無料) (手話通訳あり)

主催 社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会
共催 人吉市
後援 藤野：多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町・熊本県社協・錦町社協・多良木町社協・湯前町社協・水上村社協・相良村社協・五木村社協・山江村社協・球磨村社協・あさぎり町社協

【申込み・問合せ先】 社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会
電話 0966-24-9192 FAX 0966-25-1117
※参加される方は、電話またはFAXにてお申込みください。
※要領申請書にてお申込み下さい。また、各町社協でも受け付けています。


